# 70 譲渡契約の解釈(2)

〔「快傑ライオン丸」事件：控訴審〕

北海道大学特任教授
安藤和宏
あんどう かずひろ

東京高裁平成15年8月7日判決
(平成14年(ネ)第5907号：損害賠償等請求控訴事件)
(判例集未登載)

## 事実の概要

$Y_1$（被告・被控訴人）は，カラーテレビ用特撮映画『電人ザボーガー』全52話，『風雲ライオン丸』全54話（ママ），『快傑ライオン丸』全25話（ママ）（以下，総称して「本件作品」）を製作し，著作権を保有した。昭和53年に，$Y_1$はX（原告・控訴人）に対し，本件作品の日本国内全域における放送権を譲渡すること，本件作品に関するフィルム類一切の所有権および占有を移転することを約し，権利譲渡の対価を1000万円として，X・$Y_1$間で契約書（本件契約）が締結された。その後，$Y_1$は$Y_2$（被告・被控訴人）に対し，本件作品を有線放送および衛星放送することを許諾し，$Y_2$は$Y_1$が交付した本件作品の複製物を用いて，本件作品を有線放送および衛星放送した。

Xは，$Y_1$から譲り受けた放送権には，本件作品を有線放送および衛星放送によって放送する権利が含まれており，$Y_2$が本件作品を衛星放送および有線放送により放送した行為は，Xの放送権を侵害するものであると主張し，$Y_1$と$Y_2$に対して共同不法行為による損害賠償を，$Y_1$に対して本件作品に関するフィルムの引渡しを求めた。一審では，本件契約において衛星放送権および有線放送権は譲渡の対象とされていなかったとして，Xの請求が棄却されたため，Xが控訴。

## 判旨

控訴棄却。

「本件契約は，$Y_1$の有する本件作品の著作権の一部である『放送権』を，特に放送条件，放送期間の定めなく譲渡することを内容とするものであり……，本件作品の著作権に極めて重大な制限を加えるものであるから，その譲渡対象の範囲の認定は厳格に行い，一定以上の疑問が残るものについては範囲に入らないとするのが，著作権法の立法趣旨に合致する契約解釈である，というべきである。

これを前提にした場合，上に認定した事情の下で，本件契約にいう『放送権』に『有線放送権』あるいは『衛星放送権』が含まれている，というためには，それを認めるに足るだけの相当に積極的な根拠が必要であり，趣旨が明確でない場合には，限定的に解釈するのが相当である，というべきである。」

「弁論の全趣旨によれば，……本件契約を締結する際に，本件作品の放送に関するすべての権利を譲り受けようとするのであれば，本件契約書にその趣旨を明記することは容易であったはずである。すなわち，本件契約当時の著作権法上，『放送』とは別に『有線放送』の概念が明記されていたのであるから，本件契約による譲渡の対象に有線放送を含めるのであれば，そのことを契約書に明記することは十分に可能であったということができる。また，本件契約当時に衛星放送が行われていなかったとしても，将来発生する放送形態をも含め放送に関するすべての権利を含み得るように，契約書上に明記することも十分に可能であったというべきである。前記のとおり，本件契約成立に至る交渉において，Xは，$Y_1$に対して相当に強い立場に立ち得る状況にあったのであるから，Xが，上記のことを契約書に明記させることは極めて容易であったということができる。それにもかかわらず，本件契約書には，そのことが明記されていないのであるから，そのことによって生じた不明確さによる不利益はXにおいて甘受すべきである，といわれても，やむを得ない，〔ママ〕いうべきである。」

## 解説

### 1 問題の所在と従来の学説

現代社会におけるテクノロジーの急速な発展によって，著作権契約の締結時には契約当事者が予想できなかったような新しい利用方法が，契約締結後に出現するという事態が頻繁に起きている。このような状況の下では，契約締結時に未知であった利用方法に関する権利が契約内容に含まれるのかという問題が生じることになる。この論点は，学問上も重要な法律問題として認識されてきたが，著作権譲渡契約に関して裁判所の判断が示された事例は，本判決以前には存在しなかった。したがって，本件はこの問題に関する一定の解釈手法を示した初めての判決として，注目すべきものである。

未知の利用方法に関する著作権契約の解釈に関しては，(1)著作権の一部譲渡，(2)著作権の全部譲渡，(3)著作権の一部利用許諾，(4)著作権の全部利用許諾というように契約形態を4つに分類することができる。また，著作隣接権に関する契約形態も同じように分類することができよう。本件は(1)の著作権の一部譲渡が問題となった事案であり，問題の考察に際してはそのことを念頭に置く必要がある。

未知の利用方法に関する権利が著作権の譲渡対象に含まれるかという問題については，著作権法61条2項を類推適用して，当該権利は譲渡人に留保されるとする学説と，原則的に権利は譲受人に移転するとする学説が対立している。前者はその理由として，「当事者の意思解釈として妥当ではない」（半田正夫『著作権法概説〔第14版〕』［2009］183頁）ことを挙げるが，その背後には，「著作物を創作した著作者に十分に報いることなく著作物の利用から利益を獲得することは正義に反するという自然権的な思想が存する」という批判的な立場からの指摘がある（田村善之『著作権法概説〔第2版〕』［2001］507頁）。後者は「真にそのような社会的必要性が存在しているのか，あるいは情報化時代にそのような解釈が有益なのか」（中山信弘『著作権法』［2007］323頁）疑わしいことをその理由とするが，その背後にはコンテンツ・ビジネスの発展や著作物の円滑な利用を重視する思想を読み取ることができよう。

### 2 本判決の判断手法

本訴訟は，原審と控訴審とで未知の利用方法に関する著作権契約の解釈に対する判断手法が大きく異なっていることが特徴的である。すなわち，原審は「放送権」に有線放送権および衛星放送権が含まれるかどうかは，契約の際の意思内容により決するとする原則論を示し，その判断のための具体的要素として，契約書の内容，対価の相当性，契約締結当時における著作権法の規定，有線放送・衛星放送の状況や業界慣行，本件契約締結に至った経緯や本件契約締結後における契約当事者の行動内容等を総合的に考慮して判断すべきとした。いわば，視点をニュートラルに置いて，問題となっている権利がどちらに帰属するかを判断するという手法である。

一方，控訴審である本判決は，契約の解釈にあたっては，当事者の意思，契約に至る経緯等を総合的に考慮すべきとした上で，本契約が$Y_1$の放送権を放送条件，放送期間の定めなくXに譲渡するものであるため，本件作品の著作権に極めて重大な制限が課されることを重視し，契約対象たる権利範囲の画定について，譲渡人に有利なように限定解釈すべきと判示した。そして，権利の帰属について一定以上の疑問が残るものについては，譲受人であるXが積極的根拠を示さなければならず，それができなかった場合は，当該権利は譲渡人に留保されるとした。これは，視点を譲渡人側に置いて，問題となっている権利がどちらに帰属するかを判断するという手法である。つまり，裁判官のデフォルトの視点の置き方が原審と控訴審とでは，全く異なっているのである。

本判決は，上記の視点に立った上で，(1)$Y_1$が資金繰りに窮しており，Xに対して資金提供を求めた結果，本件契約が締結されたという事情から，X・$Y_1$間の交渉力（bargaining power）に大きな差があったこと，(2)Xが放送に関連する業務を行う株式会社であることを重視し，$Y_1$に対して相当に強い立場にあるXは，譲受けする権利について，より明確に契約書上に記載することができたはずだと結論づける。本判決で注目すべきは，まさにこの点である。この判示によると，契約交渉力が強く，かつ，ビジネスのプロである当事者は，契約文言の不明確さがもたらす不利益を甘受しなければならないことになる。

この判決に対しては，重要なことは必ず書面によって明確化されるはずであるとする裁判所の立場は，一片の契約書を作成しなくても，何の問題もなく多くの取引が行われているエンタテインメント業界の実態にそぐわないという批判がある（升本喜郎「エンタテインメント訴訟における主張・立証活動」コピライト556号10頁）。確かに，エンタテインメント業界では，書面による契約を締結することなく取引を行うことが少なくない。しかしながら，未知の利用方法に関する契約解釈の問題は，業界内でも大いに争いがあるところであり（安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編〔第3版〕』［2005］274頁），訴訟となるものは氷山の一角に過ぎない。また，本判決後にはこの問題を争点とする訴訟が続いて起きている。

さらに，エンタテインメント業界においては，著作権の譲渡人が著作物の創作者であり，譲受人がその利用者である場合，譲渡人は社会的・経済的弱者であることが多く，また一般的に譲受人に比して情報力が劣っているといえよう。一方で，業界のプロであり，交渉力に勝るコンテンツ事業者たる譲受人にとって，譲渡対象の権利を契約書に明記することは容易であり，明確な記載を譲受人に課したところで，大きな負担にはならないはずである。本判決は契約解釈における立証責任の分配を提示することによって，契約内容の明確化を図り，同種の紛争の予防を狙ったものと解釈することも可能であろう。なお，英米法には，*contra proferentem* という契約解釈のルール（契約条項が曖昧なときは起草者の不利に解釈すべきという原則）があるが，本判決はこれに通じるものがある。

このように本判決を理解すると，交渉力の強い譲受人が契約書に譲渡対象の権利を明確に記載すれば，未知の利用方法に関する権利も譲受人に移転されるという帰結になる。実際，裁判所も「本件契約当時に衛星放送が行われていなかったとしても，将来発生する放送形態をも含め放送に関するすべての権利を含み得るように，契約書上に明記することも十分に可能であった」と判示している。したがって，本判決は「疑わしきは著作者に有利に」という外観を呈しているものの，その狙いは第一義的には著作者保護ではなく，契約内容の明確化による紛争の予防にあると理解するのが妥当である。

### 3 本判決後の裁判例

本判決後，レコード製作者および実演家の送信可能化権が著作権法に規定されていなかった時代に著作隣接権を全部譲渡する契約を締結した場合，1997年の著作権法改正によって創設された送信可能化権は譲渡人に留保されているかが争点となった2件の訴訟が起きている（東京地判平成19・1・19判時2003号111頁〔THE BOOM事件〕と東京地判平成19・4・27平18(ワ)8752号・16229号〔HEAT WAVE事件－本書69事件〕）。どちらの訴訟においても，裁判所は本判決が採用した“視点を譲渡人側に置いて判断する”のではなく，本件原審の“視点をニュートラルに置いて判断する”という手法を採用し，譲受人に送信可能化権が移転していると判断したため，本判決との関係が問題となる。

このような当事者の意思解釈の手法の相違は，どのような理由によって生じるのであろうか。この点について，THE BOOM事件の判決は，「〔快傑ライオン丸控訴審〕判決は，著作権の一部譲渡の事案であって，包括的な全部譲渡を目的としたものではなかったため，契約文言中の『放送権』の内容をめぐる当事者の意思解釈が結論を左右したものであり，同じく権利の譲渡を問題とするものではあるが，本件のように当初から包括的な全部譲渡を目的とする契約の場合とは，おのずと当事者の意思解釈の手法や内容が異なるというべきである」と判示している。

すなわち，本判決は放送権という著作権の一部譲渡を目的とした契約の解釈が問題となった事案であるが，THE BOOM事件は著作隣接権の全部譲渡を目的とした契約の解釈が問題となった事案であり，事案が異なるという判断である。確かに，本件契約はその目的上，著作権が譲渡人と譲受人との間で分属することが予定されているものであり，そのため，譲受人に譲渡した権利と譲渡人に留保された権利との間の境界線を画定する必要があった。一方，著作隣接権（または著作権）の全部譲渡の場合，契約の目的に鑑みると，特段の事情がない限り，契約当事者は未知の利用方法に関する権利を含めて，譲受人にすべての権利を帰属させると意図したとするのが契約の合理的な解釈といえよう。ただし，新たな利用方法に対する対価の相当性については，別論となることに留意されたい。

●参考文献　本文中に掲げたもののほか，荒竹純一『ビジネス著作権法』［2006］194頁，渡辺修「譲渡目的論序説」法学（東北大学）9号37頁，藤野忠・知的財産法政策学研究19号313頁，田中豊・コピライト561号23頁，安藤和宏・知的財産法政策学研究26号掲載予定。